

(参考) 第7条第3項の規定による読替表

読替前	読替後
第7条 市長は、<u>第5条第1項又は第2項の規定による確認の結果に照らして不正取得が行われたと判断したときは</u>、個人情報保護委員会に対し次に掲げる事項を情報提供するとともに、<u>不正取得をした者に対し、被取得者に当該不正取得の事実に関する情報を告知する旨を通告し、あわせて当該不正取得に係る住民票の写し等を返還するよう、別記様式例第3により、要請するものとする。</u> (1) 事案の概要 (2) <u>不正取得が発生した</u>住民票の写し等の項目 (3) <u>不正取得が発生した</u>住民票の写し等に係る本人の数 (4) 原因 (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (6) 本人への対応の実施状況 (7) 公表の実施状況 (8) 再発防止のための措置 (9) その他参考となる事項 2 市長は、<u>前項の規定による通告後、被取得者に対し、前項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に係る不正取得の事実に関する情報を</u>、別記様式例第4により、通知するものとする。	第7条 市長は、<u>第4条の疎明資料の提出の求めにもかかわらず資料の提出がなく、かつ、第5条第2項ただし書の調査によっても不正取得の確証がないとき</u>は、個人情報保護委員会に対し次に掲げる事項を情報提供するとともに、<u>不正取得をした疑いがある者に対し、被取得者に当該不正取得が発生したおそれがある事実に関する情報を告知する旨を</u>、別記様式例第5により、<u>通告するものとする。</u> (1) 事案の概要 (2) <u>不正取得が発生したおそれがある</u>住民票の写し等の項目 (3) <u>不正取得が発生したおそれがある</u>住民票の写し等に係る本人の数 (4) 原因 (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (6) 本人への対応の実施状況 (7) 公表の実施状況 (8) 再発防止のための措置 (9) その他参考となる事項 2 市長は、<u>次項において準用する前項の規定による通告後、被取得者に対し、前項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に係る不正取得が発生したおそれがある事実に関する情報を</u>、別記様式例第4により、通知するものとする。